

令和5年8月23日現在

奨学金返還助成制度 募集案内

(問い合わせ先)学務部学生支援課 学生支援係(角間キャンパス本部棟2階) E-mail :stsiem@adm.kanazawa-u.ac.jp (受付時間 平日9:00～17:00)

奨学団体・奨学金名	対象者	募集人数	金額・期間等	申込書類等 提出期限(厳守)	備考
いしかわ理系人材確保奨学金返還助成制度	次の要件を全て満たす方(2024年度就職予定対象) ①理系の大学、大学院に在学中で、2024年度中に就職を予定している者 ②在学中に次のア又はイのいずれかの奨学金の貸与を受け、返還予定の者 ア:日本学生支援機構奨学金の第一種奨学金又は第二種奨学金 イ:石川県育英資金 ③大学等を卒業又は修了後、石川県内で居住及び就職を希望する者 ④企業から内定を得ていない者 ⑤石川県が実施する修学資金等(石川県育英資金は除く)を受給していない者 ⑥その他	100名	対象企業に正社員として就職し、その後3年間継続して勤務した後に、 助成対象者の交付申請に基づき、助成金を支出します。 ①～④までのうち、対象企業があらかじめ選択した額を助成します。 ただし、企業が選択した助成額と助成対象者の交付申請時点での奨学金返還残額のいずれか低い額 ※助成金は、直接奨学金貸与団体に対象企業及び県の負担額を支払います。 ※①は大学院のみ対象 ①200万円 ②150万円 ③100万円 ④50万円	令和5年4月6日～ (定員に達し次第締め切り)	要項等は団体HPから入手可 https://www.iobcafe-ishikawa.jp/recruit/scholarship/s/
山口県 高度産業人材確保事業奨学金返還補助制度	次の①～③のいずれにも該当する方 ①応募時点で、奨学金の貸与を受けている方又は貸与の申請をしている方 ②応募時点で、次の(1)、(2)のいずれかに該当する者 (1)大学院修士課程(博士前期課程を含み、一貫制博士課程を除く)の1年生で、工学研究科、理学研究科、農学研究科若しくは薬学研究科に在籍。 (2)大学の薬学部で5年生で、薬学共用試験に合格 ③大学院修士課程を修了又は大学を卒業した年の翌年の4月末日までに製造業を営む企業の山口県内の事業所又は情報サービス業を営む企業の山口県内の事業所で就業することを希望する方	25名 (うち薬剤師枠5名程度)	【補助対象期間】 最大6年間 【補助金額】 補助対象期間の月数÷72×奨学金の返還額(※) ※対象者に決定された年の4月から2年間に貸与を受けた金額に限り ※有利子奨学金の場合、利息は補助対象外です。 ※補助金額は、(独)日本学生支援機構の無利子奨学金の最高額が上限です。	令和5年9月28日(金)	要項等は団体HPから入手可 https://www.pref.yamaguchi.lg.jp/soshiki/255/202864.html
和歌山県 奨学金返還免除制度交付対象者募集	次の①～③の全てを満たす方 ①2025年3月卒業予定の大学生、大学院生で、理学、工学、農学、保健の学部等に在籍する方、又は以下のいずれかに該当する方 ・文理融合型の学部等に在籍する方 ・文系の学部等に在籍する方で、情報通信系の国家資格等を取得している(見込み含む)方 ②参画企業へ研究開発職又は技術職として就職を希望される方 ③日本学生支援機構奨学金(一種又は二種)、その他貸与型奨学金の貸与を受けている(受ける予定含む)方	50名	【補助金額】奨学金返還金に相当する額 最大100万円 ※参画企業に就職し3年勤務した後、原則貸与機関に支払います。	第二回 令和5年7月29日(土) ～ 令和5年11月24日(金) 第三回 令和5年11月25日(土) ～ 令和6年3月22日(金)	要項等は団体HPから入手可 https://www.pref.wakayama.lg.jp/prefg/060600/01shin/uturnshushoku/syougakukin_001.html
徳島県 奨学金返還支援制度	次の各号いずれにも該当する方 ①日本学生支援機構奨学金の貸与を「受けている」又は「受けていた方」 ②徳島県内の事業所に正規職員として就業を希望する方(公務員を除く) ③大学、大学院を「卒業年度」に卒業し、「就業開始期間」内に就業する方 卒業年度:令和5年度 就業開始期間:卒業後～令和6年9月30日 卒業年度:令和6年度 就業開始期間:卒業後～令和7年9月30日 ④徳島県内に住所を有する予定である方	150名程度	【補助対象期間】 初回の就業日から 8 年 【補助金額】 ・日本学生支援機構奨学金第一種奨学金借受総額の1/2 (上限 1 0 0 万円) ・日本学生支援機構奨学金第二種奨学金借受総額の1/3 (上限 7 0 万円)	令和5年12月22日(金) (消印有効)	要項等は団体HPから入手可 https://www.pref.tokushima.lg.jp/jpannokata/sangyo/shushokushien/5048099/
豊川市 奨学金返還支援事業	以下の全てにあてはまる方 ①大学、大学院を卒業し登録事業者に正規雇用で就職 ②就職した日における年齢が35歳未満 ③在学中に奨学金(日本学生支援機構奨学金、その他市長が認めるもの)の貸与を受けた ④市内に住所を有し、市税の滞納がないこと	—	【補助対象期間】 奨学金の返還開始日が属する月から起算して 3 年間 【補助金額】 補助対象期間内の毎年 1 月～ 1 2 月までの期間中に補助対象者が返還した奨学金の額の合計額	対象となる奨学金を返還した翌年の1月～1月31日まで	要項等は団体HPから入手可 https://www.city.toyokawa.lg.jp/smph/shisei/sangyo/koyoshien/toyakawasyougakukin/shinsei.html

奨学団体・奨学金名	対象者	募集人数	金額・期間等	申込書類等 提出期限(厳守)	備考
京丹後市 定住促進奨学金返還支援補助金認定募集	次の要件のいずれにも該当するもの ①大学等を卒業し、正規雇用の労働契約に基づき就業している者(国家公務員又は地方公務員を除く) ②認定後の届出をする前までに定住を開始し、引き続き10年以上定住する意志を有するもの ③認定申請する年度の4月1日において、満30歳に満たない者 ④大学等の在学期間に奨学金を借り受け、卒業後に奨学金の返還をしている者(予定を含む) ⑤市税を滞納していない者 ⑥その他	—	【補助対象期間】 補助金の交付の申請を初めてする年度の前年度の10月1日から起算して10年間を上限とします。 【補助金額】 期間中に返還した奨学金の月額3万円を限度とします	令和6年2月9日(金)17時まで	要項等は団体HPから入手可 https://www.city.kyotango.lg.jp/top/soshiki/kyoikuinkai/kyoikusomu/5/teijyushienshyougakukin/18806.html
	問い合わせ先→ 〒629-2501 京都府京丹後市大宮町口大野226番地 京丹後市教育委員会事務局教育総務課 TEL:0772-69-0610 E-mail:kyoikusomu@city.kyotango.lg.jp				
福井県高浜町 高浜町Uターン奨学金返還サポート制度	以下の全てにあてはまる方 ①令和5年度に県内外の大学等を卒業する方 ②令和6年4月1日時点の年齢が33歳未満の方 ③日本学生支援機構奨学金、または福井県大学奨学金を受け、返還中の方 ④高浜町に定住する意志のある方	—	【補助対象期間】 5年間 【補助金額】 返還総支払額の2分の1 (最大200万円)	令和6年3月31日	要項等は団体HPから入手可 https://www.town.takahama.fukui.jp/page/kvouiku/p006108.html
	問い合わせ先→ 〒919-2292 福井県大飯郡高浜町宮崎86-23-2 高浜町教育委員会事務局 TEL:0770-72-7724				
旭川市 若者地元定着奨学金返済補助事業	令和6年度に市内居住及び地元企業へ正規雇用により、就業する方で、大学、大学院在学中に日本学生支援機構奨学金(第一種または第二種)の貸与を受けた方	—	【補助対象期間】 3年間 【補助金額】奨学金の返還金として返済した金額の1/2	令和6年3月31日	要項等は団体HPから入手可 https://www.city.asahikawa.hokkaido.jp/kurashi/364/392/work0002/d056429.html
	問い合わせ先→ 〒070-8525 北海道旭川市6条通10丁目第三庁舎3階 旭川市経済部経済総務課雇用労政係 TEL:0166-25-7152				
南砺市 奨学金返還支援制度	以下の全てにあてはまる方 ①大学に在学中に南砺市奨学資金、富山県奨学資金、日本学生支援機構奨学金(第一種及び二種)の貸与を受けた方で、令和5年4月1日以降に奨学金の返還を開始する方 ②認定申請をする年度の4月1日現在で34歳以下の方で、申請日において継続して6か月以上市に定住しており、当該日から5年以上継続して定住する意志を有している方 ③奨学金の返還に係る他の補助金等の交付を受けていない方 ④市税その他の市に対する滞納金を滞納していない方	—	【補助対象期間】最長5年間 【補助金額】 ・市内中小企業に就職される方:上限額2万円 ・上記以外の方:上限額1万円	令和8年3月31日	要項等は団体HPから入手可 https://www.city.nanto.toyama.jp/cms-sypher/www/service/detail.jsp?id=26087
	問い合わせ先→ 〒939-1692 富山県南砺市荒木1550番地 市民協働部南砺でくらしません課 TEL:0763-23-2037				